博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・2

「博物館登録の意義と審査基準の読み解き―公共の社会教育・文化施設としての必要最低限の要件」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

本レクチャー動画につきまして、都合により、担当のアドバイザリーボード委員・佐々木秀彦に代わって、日本博物館協会・半田昌之が講師を務めます。なにとぞご了承ください。

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」事務局

博物館登録の意義と審査基準の読み解き

公共の社会教育・文化施設としての必要最低限の要件

アドバイザリー・ボード委員　佐々木秀彦
（江戸東京博物館）

登録審査の意義

◯博物館法制定時の意図

・遊興施設、商業施設ではなく社会教育施設として公共性を発揮するため必要最低限の条件の提示

・登録博物館は法に基づく博物館という信用性の付与

→　「博物館類似施設」とは？

昭和62(1987)に始まった文部省(現文部科学省)の社会教育調査で、登録博物館・博物館相当施設以外の施設に対応する用語がないために便宜的に用いられた。

◯「メリット論」ではなく「信用論」

博物館という公共施設としての信用

→　補助金・助成金等の対象、資料貸借、文化財レスキュー

※公立博物館において登録博物館にならないことの合理的な理由を対外的に説明できるのか？

登録基準の性質

◯公共の社会教育・文化施設としての必要最小限の要件 ＝ ミニマム・スタンダード

・適格要件
・体制に関する基準（コト）
・職員に関する基準（ヒト）
・施設・設備に関する基準（ハコ）

※博物館活動を持続的に実施できる最低限の条件があるかを確認

→　落とすための審査でなく、最低条件の備わった施設に信頼性を付与

「登録台帳」＝ホワイトリスト

◯参考：「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」 ＝ ハイヤー・スタンダード

参酌基準の位置づけ

博物館法施行規則

　第三章　博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準

　第19条～第21条

　改正博物館法に基づき、**国（文部科学省令）が示し、都道府県や政令指定都市の教育委員会が登録審査基準を定める際に「参考にして、よく斟酌（しんしゃく）すべきもの」**とされる基準

（背景）

　各自治体が地域の特性や博物館の「活動内容の質」を柔軟に考慮して審査できるよう、国が絶対的な全国一律基準ではなく「参酌すべき基準（目安・指針）」として示す形に変更

登録基準の主な条項の読み解き

文化庁「博物館総合サイト」＞「博物館関係者向け情報」＞「お知らせ」＞ 2026.03.17「登録審査の観点」根拠法令追記（20260317版）最新版を掲載しました

より

「登録審査の観点と確認事項、有識者による助言について 令和８年３月１７日版」

https://museum.bunka.go.jp/wp-content/uploads/2026/03/a7511f05207d51072c673fbb3ce5c8da-1.pdf